

社会福祉法人恵仁福祉協会

女性活躍推進法（及び次世代法）に基づく一般事業主行動計画

女性活躍推進法（及び次世代法）に基づき、次のとおり行動計画策定する

【計画期間】 令和6年4月1日～令和8年3月31日

【目標】 男性の育児休業取得率10%以上(女性の育児休業取得率100%継続)
不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施

【実施時期・取組内容】

令和6年4月～

- ・全管理職を対象として、部下の育児休業取得に関する制度や支援の方法について研修を行う
- ・出産した女性社員、配偶者が出産した男性社員を対象に総務部から法人の育児支援制度を案内し、制度の利用意向を確認する。利用意向有の場合は、所属部署の上司と総務部が連携して職員の業務配分や部署全体の業務体制について見直し・調整を行う

令和6年10月～

- ・不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境を検討・整備し、制度として確立する。